

福岡市城南区選挙管理委員会
令和4年11月17日(木)
午後6時00分から

1 議 題

- (1) 福岡市長選挙における投票立会人の変更に関する専決 (議案第78号)
処分の承認を求めることについて
- (2) 福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者 (議案第79号)
の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- (3) 福岡市長選挙における開票立会人の決定について (議案第80号)
- (4) 福岡市長選挙における開票立会人の選任について (議案第81号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和4年11月20日(日) 午前10時00分から

※午後8時30分に開票所参集

令和4年12月1日(木) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第78号

福岡市長選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年11月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題 (2)
議案第79号

福岡市長選挙における投票管理者及びその職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年11月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題 (3)
議案第80号

福岡市長選挙における開票立会人の決定について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和4年11月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)
(開票立会人)

第62条

- 届出のあった者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。
- 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることできない。

議題（4）
議案第81号

福岡市長選挙における開票立会人の選任について

令和4年11月20日執行の福岡市長選挙につき、城南区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和4年11月17日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

（根拠）

・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

9 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、（中略）その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。